



2026年6月26日

各位

会社名 カシオ計算機株式会社
代表者名 代表取締役 社長 CEO
高野 晋
(コード番号 6952 東証プライム)
問合せ先 取締役 執行役員
経営統轄部長 兼 IR 担当
田村 誠治
(TEL 03-5334-4111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 47,600株
(3) 処分価額	1株につき1,933.5円
(4) 処分総額	92,034,593円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 3名 24,063株 当社の執行役員 11名 22,142株 当社の使用人 3名 1,395株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月14日開催の当社取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)及び当社の執行役員に業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することを決議し、また、2019年6月27日開催の当社第63回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は年80,000株を上限とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会において、対象取締役及び執行役員については、当社第70回定時株主総会から2027年6月開催予定の当社第71回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、当社の使用人については、2026年7月1日~2027年3月31日の

期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役3名、執行役員11名及び使用人3名（以下、総称して「割当対象者」といい、割当対象者のうち、対象取締役及び執行役員については「割当対象者Ⅰ」、使用人については「割当対象者Ⅱ」という。）に対し、金銭報酬債権合計92,034,593円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式47,600株を割り当てることを決議いたしました。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

本制度における譲渡制限付株式は2種類あり、割当対象者Ⅰに割り当てられる「譲渡制限付株式Ⅰ」及び割当対象者Ⅱに割り当てられる「譲渡制限付株式Ⅱ」で構成されます。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰ（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）又は譲渡制限付株式Ⅱ（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、その他処分をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

2026年7月24日から割当対象者Ⅰが当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（当該日より、株式の割当てを受けた日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出された日が遅い場合には、その日）までの期間（以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」という。）

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

2026年7月24日～2029年7月23日（以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）

② 譲渡制限の解除

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰが満了する前まで継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点「期間満了時点Ⅰ」という。）をもって、期間満了時点Ⅰにおいて割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅰが、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位から退任又は退職した場合には、2026年7月から割当対象者Ⅰが当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位から退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰにつき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前まで継続して、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅱ」という。）をもって、期間満了時点Ⅱにおいて割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅱが、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社

グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2026年7月から割当対象者Ⅱが当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を9で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。また、本割当株式Ⅰのうち、期間満了時点Ⅰにおいて上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅰの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。また、本割当株式Ⅱのうち、期間満了時点Ⅱにおいて上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅱの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点Ⅰより前に到来するときに限る。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅰが当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位から退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2026年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点Ⅱより前に到来するときに限る。）には、当社取締役会決議により、2026年7月から当該承認の日を含む月までの月数を9で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,933.5円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上